

長瀬町農業振興支援事業補助金

この補助金は、農業従事者の高齢化及び担い手の減少、耕作放棄地の増加が進む中で、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農、規模拡大、新規作物導入※1、遊休農地の耕作を再開する方を対象に、次の各事業ごとに補助対象経費の一部を助成するものです。

事業名	新規就農支援事業	規模拡大支援事業	遊休農地耕作再開支援事業
対象者	町内在住の 新規就農者 ※2で、下記の全てに該当する方 ・新たに1,000㎡以上の営農を開始する意欲がある ・就農時の年齢が18歳以上65歳以下 ・年間150日以上農業に従事する意欲がある ・就農後、10年以上営農する意欲がある	町内在住の 認定農業者 ※3で、下記の いずれか に該当する方 ・新たに作付面積を1,000㎡以上拡大 ・農業用ハウスを新たに300㎡以上取得 ・農作物を利用し加工品を販売する方	町内在住の農業者で、300㎡以上の休耕中の農地の耕作を再開し、再開後5年以上耕作する意思がある方
補助対象経費	農業用施設、農業用機械・機器、出荷・加工用機器、農業用資材等の購入費	農業用施設、農業用機械・機器、出荷・加工用機器、農業用資材等の購入費	農作物の種苗や苗木、農業用資材の購入費、刈払や抜根、土壌改良に必要な経費
補助率	2分の1	3分の1	2分の1
上限額	100万円	50万円	5万円
備考	申請は、新規就農時の1回限りです。	受給後3年間は申請できません。	申請は、当該土地に関して1回限りです。

※1 新規作物導入支援事業(町内在住の認定農業者で、従来栽培したことがない野菜、果樹等の農作物を300㎡以上作付けする方)については下記担当までご相談ください。

※2「新規就農者」とは、新規に就農する農業後継者、退職後就農等による新規参入者で、認定農業者になる意思を持つ者を指します。

※3「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、町の認定を受けた農業者を指します。

問合せ 産業観光課 産業観光担当 ☎66・3111 内線234

「ちちぶ創業塾」受講者募集！

経営者としての心構えから、経営計画の立て方、販売促進の考え方などについて幅広く学べます。全5回中4回以上出席された方には、特定創業支援事業の「証明書」が発行され、会社設立時の登録免許税が半額に軽減されるなどのメリットもあります。ぜひ、受講をご検討ください！

- 内 容** 第1回 「ずっと続く事業」を始めるために
第2回 マーケティング“売れて儲かる”仕組みを考える
第3回 事業をもっと具体化できる数字の話
第4回 私の事業計画を磨き上げよう
第5回 事業計画発表会
- 講 師** 中小企業診断士 田中 聡子 氏
- 対 象** これから創業をお考えの方、創業後5年未満の方※事業計画書の完成を目指す方
- 日 時** 9月16日(水)、24日(木)、30日(水)、10月7日(水)、14日(水)の全5回(午後6時～9時)
- 場 所** 地場産センター5階経営研修室
- 定 員** 30名(先着順※申込多数の場合、初めて本講座を受講される方を優先します。)
- 受 講 料** 1人5,000円(税込、全5回分、テキスト代)
- 申込期限** 8月31日(月)まで

申込み・問合せ 秩父商工会議所 ☎22・4411

令和8年度利子補給制度の申請を受け付けます

利子補給制度とは・・・

日本政策金融公庫(国民生活事業貸付)を利用した方に、支払った利息の一部を長瀬町が助成する制度です。今回の申請は、令和7年度に新規に借り入れた方または、令和6年度以前の借入に対し申請をされていない方です。

※この制度は納期到来分の町税を完納していないと受けられません。

申請期間は令和8年8月3日(月)～8月21日(金)

問合せ 長瀬町商工会 ☎66・0268